

告 示

埼玉県選管告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年十一月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

| 種 別 | 施設の開設主体及び名称 | 所 在 地 |
|-----|-----------------------|------------------------|
| 病院 | 医療法人積仁会 介護医療院あさひヶ丘 | 埼玉県日高市大字森戸新田九十 九番地一 |